

凡例と解説

1. 凡例

(1) ギールケの著作

(a) GA= Gierke, Otto von, Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien. Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Rechtssystematik, 7. unveränderte Ausgabe, Aalen: Scientia Verlag, 1981 (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte, Alte Folge; Heft 7). 日本語書名=ギールケ著『アルトジウス』.

(b) Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht = Gierke, Otto von, Das deutsche Genossenschaftsrecht, IV Band, Die Staats- und Korporationslehre der Neuzeit, Durchgeführt bis zur Mitte des siebzehnten, für das Naturrecht bis zum Beginn des neunzehnten Jahrhunderts, Graz: Akademische Druck- u. Verlagsanstalt, 1954 (Nachdruck der Ausgabe 1913), S. 345-352; § 14 notes 36, 52, 57, 65, 67, 70-73, 75, 82-85, 87, 96, 106, 108-109 in § 15 note 37, S. 348.

(c) GF = Gierke, Otto von, The Development of Political Theory, Translated by Bernard Freyd, New York: Howard Fertig, 1966 (New York : W.W. Norton, 1939).

(2) アルトジウスの著作

(a) AD = Althusius (Althaus), Johannes, Dicaeologicae Libri Tres Totum et Universum Ius, Quo Utimur, Methodice Complectentes, Neudruck der Ausgabe, Frankfurt a. M., 1649, Aalen: Scientia Verlag, 1967. 日本語書名=『権利と裁判』.

(b) AP = Althusius, Johannes, Politica Methodice Digesta atque Exemplis Sacris et Profanis Illustrata, 2. Neudruck der 3. Aufl., Herborn, 1614, Aalen : Scientia Verlag, 1981. 日本語書名=『政治学』.

(c) AP by Friedrich = Althusius, Johannes, Politica Methodice Digesta of Johannes Althusius (Althaus), Reprinted from the Third Edition of 1614, Argued by the Preface to the First Edition of 1603 and by 21 Hitherto Unpublished Letters of the Author, with an Introduction by Carl Joachim Friedrich, Cambridge: Harvard University Press, 1932. APに誤植がある場合、校訂本として引用される。なお、AP by Friedrichにも誤植がある場合がある。

(d) AP by Carney = Althusius, Johannes, Politica, an Abridged Translation of Politics Methodically Set Forth and Illustrated with Sacred and Profane Examples, Edited and Translated, with an

Introduction by Frederick S. Carney, Foreword by Daniel J. Elizar, Liberty Fund: Indianapolis, 1995 (Translation Originally Published: Politics. Boston: Beacon Press, 1964).

(e) AP by Wolf = Althusius, Johannes, Grundbegriff der Politik, aus "Politica methodice digesta", 1603, in: Wolf, Erik, Hrsg. von, Quellenbuch zur Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Frankfurt a. M. : Klostermann, 1949, S. 102f.

(f) Althusius, Johannes, Politica methodice digesta atque exemplis sacris et profanis illustrata; 3. Aufl., Herborn, 1614. Neudruck der Politik, Hrsg. von Carl Joachim Friedrich, 1932. Hier Teile der Cap. I, IX und XIX, in: Der Herrschaftsvertrag, Übersetzungen von Peter Badura und Hasso Hofmann, Hrsg. von Alfred Voigt, Neuwied am Rhein: Luchterhand Verlag, 1965, S. 124f.

(g) Althusius, Johannes, Human Association and Politics, Extracts from the Politics of Johannes Althusius, Translated with an Introduction by Frederick S. Carney, 1965, in: Lessnoff, Michael, Edited by, Social Contract Theory, Oxford: Basil Blackwell, 1990, p. 27f.

(h) Praefatio primae editionis by Friedrich = Praefatio primae editionis, in: AP by Friedrich.

(i) Praefatio secundae editionis by Friedrich = Praefatio secundae editionis, in: AP by Friedrich.

(j) Preface to the First Edition by Carney = Preface to the First Edition (1603), in: AP by Carney.

(3) アルトジウスの著作に関する日本以外の参考文献 (ギールケは除く)

(a) [Althusius], in: Deutsche Juristen = [Althusius], in: Kleinheyer, Gerd und Schröder, Jan, Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten, 3. Aufl., Heidelberg: C. F. Müller, 1989 (1976); [アルトジウス] : 『ドイツ法学者事典』 ; [アルトジウス] : G・クラインハイヤー, J・シュレーダー著小林孝輔監訳『ドイツ法学者事典』, 学陽書房, 1983年.

(b) [Althusius], in: RGG = [Althusius], in: Die Religion in Geschichte und Gegenwart, 3. Aufl., J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1986 (1957).

(c) Althusius-Bibliographie : Bibliographie zur politischen Ideengeschichte und Staatslehre, zum Staatsrecht und zur Verfassungsgeschichte des 16. bis 18. Jahrhunderts / Johannes-Althusius-Gesellschaft, Hrsg. von Hans Ulrich Scupin und Ulrich Scheuner, Bearb. von Dieter Wyduckel, Berlin: Duncker und Humblot, 2 Bde, 1973.

(d) [Althusius], in: Juristen = Stolleis, Michael, Hrsg. von, Juristen. Ein biographisches Lexikon. Von der Antike bis zum 20. Jahrhundert, München: C. H. Beck, 2001.

(e) [Althusius], in: Deutsche und europäische Juristen = Kleinheyer, Gerd und Schröder, Jan, Hrsg.

von, Deutsche und europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, 4. Aufl., Heidelberg: C. F. Müller, 1996 (1975). [Althusius に関して (a) と同じ内容]

(f) Carney's Introduction = [Translator's Introduction], in: AP by Carney.

(g) Friedrich, Carl Joachim, Johannes Althusius und sein Werk im Rahmen der Entwicklung der Theorie der Politik, Berlin: Duncker und Humblot, 1975.

(h) Friedrich's Introduction = [Introduction], in: AP by Friedrich.

(i) Hüglin, Thomas, Sozialer Föderalismus, Die politische Theorie des Johannes Althusius, Berlin · New York: Walter de Gruyter, 1991.

(j) Mesnard, Pierre, L'Essor de la philosophie politique du XVIème siècle, Troisième Édition, Paris: Librairie Philosophique J. Vrin, 1977 (1936), p. 567f.

(k) RA = Reibstein, Ernst, Johannes Althusius als Fortsetzer der Schule von Salamanca: Untersuchungen zur Ideengeschichte des Rechtsstaates und zur altprotestantischen Naturrechtslehre, in: Freiburger rechts- und staatswissenschaftliche Abhandlungen, Bd. 5, Karlsruhe : C.F. Müller, 1955.

(l) Reibstein, Völkerrechtliches bei Althusius = Reibstein, Ernst, Völkerrechtliches bei Althusius, in: Archiv des Völkerrechts, Bd. 12, 1965, S. 129ff.

(m) Scupin = Scupin, Hans-Ulrich, Der Begriff der Souveränität bei Johannes Althusius und bei Jean Bodin, in: Der Staat, Zeitschrift für Staatslehre, öffentliches Recht und Verfassungsgeschichte, Bd. 4, 1965, S. 1ff.

(n) Stintzing, R., Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Erste Abteilung, München und Leipzig: Verlag R. Oldenbourg, 1880, S. 468f.

(o) WA = [Althusius]: Wolf, Erik, Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte, 4., durchgearbeitete und ergänzte Aufl., 1963, S. 177 ff.

(p) Walter = Walther, Manfred, Kommunalismus und Vertragstheorie. Althusius - Hobbes - Spinoza - Rousseau oder Tradition und Gestaltwandel einer politischen Erfahrung, in: Blickle, Peter, Hrsg. von, Elisabeth Müller-Luckner, unter Mitarb. von, Theorien kommunaler Ordnung in Europa, München: Oldenbourg Verlag, 1996 (Schriften des Historischen Kollegs Kolloquien 36), S. 127 ff.

(q) Wieacker = Wieacker, Franz, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2., neubearbeitete Aufl., Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1967, S. 286f.; F. ヴィーアッカー著鈴木禄弥訳『近世私法

史』, 創文社, 1975 (1961) 年, 329 - 332 頁.

(r) Winters, Politik des Althusius = Winters, Peter Jochen, Die »Politik« des Johannes Althusius und ihre zeitgenössischen Quellen, Freiburg im Breisgau: Verlag Rombach, 1963.

(s) Winters, Althusius = Winters, Peter Jochen, Johannes Althusius, in: Stolleis, Michael, Hrsg. von, Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert, Reichspublizistik · Politik · Naturrecht, 2., erweiterte Aufl., Frankfurt am Main: Alfred Metzner Verlag, 1987, S. 29 ff.; ペーター・ヨッヘン・ヴィンター「ヨハネス・アルトウジウス」M. シュトライヒ編佐々木有司・柳原正治訳『17・18世紀の国家思想家たち』, 木鐸社, 1995年, 41頁以下.

(4) 日本におけるアルトジウスの著作に関する参考文献 (ギールケは除く)

(a) [アルトジウス] : 中村哲・丸山真男・辻清明編『政治学事典』, 平凡社, 1954年, 33頁.

(b) [アルトジウス] (佐々木毅) : 大学教育社編『新訂版現代政治学事典』, ブレーン出版, 1998年, 29頁.

(c) 福田歓一『政治学史』, 東京大学出版会, 1985年, 284-288頁.

(d) 原田鋼『〔欧米に於ける〕主権概念ノ歴史及再構成』, 有斐閣, 1934年, 60-62頁.

(e) 原田鋼『西洋政治思想史』, 有斐閣, 1956 (1950) 年, 162 - 164 頁.

(f) 柴田「共生と主権」= 柴田寿子「J. アルトジウスの政治論における〈共生〉と〈主権〉—ヒューグリン『社会連合的連邦主義』を読む」, 『社会科学紀要』(東京大学教養学部社会科学科), 第44巻(1995年), 57-74頁.

(g) 津田晨吾「ヨハネス・アルトジウスの政治思想(1)(2)」, 『未来』, 未来社, 1975年, 第109号, 49頁以下; 同, 第110号, 26頁以下.

(h) 津田「アルトジウスの契約思想」= 津田晨吾「アルトジウスの契約思想—その制度観をめぐって—」, 飯坂良明・田中浩・藤原保信編著『社会契約説』, 新評論, 1977年, 34頁以下.

(i) 津田晨吾「アルトジウスにおける国家の理論—国民主権と連邦国家—」, 田中浩編『現代世界と国民国家の将来』, 御茶の水書房, 1990年, 112頁以下.

(5) 辞書

(a) Black's Law Dictionary = Black's Law Dictionary, Definition of the Terms and Phrases of American and English Jurisprudence, Ancient and Modern by Henry Campbell Black, Revised Fourth Edition by the Publisher's Editorial Staff, St. Paul, Minn.: West Publishing, 1968 (1891).

(b) Garner = Garner, Bryan A., A Dictionary of Modern Legal Usage, 2nd Edition, Oxford: Oxford

University Press, 1995 (1987).

(c) Lewis Latin = An Elementary Latin Dictionary by Charlton T. Lewis, Oxford: Clarendon Press, 1966 (1891).

(d) Lewis-Short Latin = A Latin Dictionary, Oxford: Clarendon Press, 1966.

(e) Liddell-Scott Gr-En = A Lexicon Abridged from Liddell and Scott's Greek-English Lexicon, Oxford: Clarendon Press, 1966.

(f) Menge-Gütling Latein = Langenscheidts Grosswörterbuch Lateinisch, Teil I Lateinisch-Deutsch unter Berücksichtigung der Etymologie von Hermann Menge, Berlin: Langenscheidt, 1977 (1911).

(g) 田中『羅和辞典』=田中秀央編『羅和辞典』, 研究社, 1996 (1952) 年.

(h) 木村・相良『独和辞典』=木村謹治・相良守峯共著『独和辞典増補』, 博友社, 1954 (1940) 年.

(6) その他

(a) 略語と記号

C. = caput.

§ = 「節」. なお, ギールケは「節」の表記に nr. を用いている.

「.....」=AD と AP におけるアルトジウスの引用文献の省略箇所. ただし, AD と AP の日本語訳のときにはそのような省略箇所を明示しない.

「/」 「/」 = 改行. 訳注において AD と AP の引用文の改行を示す.

(b) 頁の表記法

英独仏語の文献の場合, それぞれの言語の頁表記法にならう.

(c) 人名の表記法

原則として生地の原音を日本語に直す. 以下主なものを次のようにする.

アルトジウス= Althusius, ギールケ= Gierke, ボダン= Bodin, ヴォルフ= Wolf, ヴィンター
ース= Winters, フリードリヒ= Friedrich, ライプシュタイン= Reibstein.

(d) 順序

『政治学』と『権利と裁判』の内容について日本語で表記するとき, 「篇・章・節」などの順序を用いる. 頁表記はしない. そして, ラテン語の原文で AP と AD の該当箇所を表記するとき, Libri I, C. XXI, § 5 などとするが, 「篇」(Liber) を表記するときの I や「章」(C.) を表記するときの XXI はローマ数字によることとし, 「節」(§) を表記するときにはアラビア

数字による。次に、Libri は Liber の単数属格であるから、Libri とは直訳すれば「篇の」を意味する。したがって Libri I は「篇の 1」を意味する。これでは日本語としてなじみがないので、「第 1 篇」とする。事情は C. = Caput にあっても同じである。C. XXI = Capitis XXI であって、「第 21 章」とする。

(e) GA と GF の頁表記

GA と GF の頁数と翻訳との対応関係が一目で分かるように、翻訳の該当箇所に GA と GF の頁数を表記する。たとえば、[GA2] と表記されていれば、おおよそその部分からは GA の 2 頁の翻訳がはじまることを意味する。GF もそれにならう。また、翻訳において、GA のはじまる部分と GF のはじまる部分とが、まれに重複する場合がある。その場合には、たとえば [GA1 / GF15] のように、表記する。

翻訳の対象頁は、GA では 1 頁から 49 頁までであり、また、GF では 15 頁から 23 頁まで（第 1 章）、33 頁から 48 頁まで（第 2 章）、そして 53 頁から 59 頁まで（第 3 章）である。また、翻訳は GA からの翻訳であり、GF からの重訳ではない。そのため、翻訳の内容と GF の内容とが一致しない場合も若干ある。

(f) 小見出し

小見出しは、GA では、目次にのみ記載されており、本文には記載されていない。けれども翻訳では、読者の便宜を考慮して、小見出しを翻訳し、該当箇所に挿入して表記する。但し、ひとつのパラグラフに、複数の小見出しがつく場合がある。その場合には、たとえば「アルトジウスの著作 / 『政治学』」というように、「/」を用いて表記する。

なお GA の各版を比較検討した結果、「目次」に関して、以下の事実が明らかになっている。第一に、第 1 部だけを論じた 1879 年版（ブルンチュリへの献呈論文、以下「解説」を参照のこと）には目次自体が存在しない。第二に、GA 初版（1880 年）には、小見出し付きの目次が存在する。第三に、GA 初版（1880 年）の目次と、翻訳の底本である GA 第 7 版（1981 年）の目次とは、同一のものである。

2. 解説

(1) 翻訳の意義

GA を翻訳の対象とするが、同書は出版されてから一世紀を越えている。それなのになぜ今翻訳をするのか。この疑問は当然のものである。訳者は次のように考える。同書は、名著の誉れ高いが、実際にはそれほど読まれていない。その大きな原因は、ギールケ (Gierke, Otto von, 1841-1921)¹ がふんだんにアルトジウスの著作からラテン語文や語句をそのまま引用しているので、日本の一般読者にはこの名著が難解すぎることにありそうである。そして、付け加えていえば、GA をせっかく英語に翻訳した GF の著作もラテン語文や語句をそのまま再現している。ところで、監訳者は、国際基督教大学大学院行政学研究科の学生と、ゼミで WA を読みながら、ついに GA に手をつけ、そこから翻訳の必要を感じた。その内容が学生たちにさまざまな刺激を与えたからである。そこで、彼らにドイツ語とラテン語の力をつけてもらいながら、そしてもちろん自己のラテン語力を磨きながら、翻訳を試みることを決意した。そして、同書の翻訳出版を企画実行する動きが日本にはないことが分かったので、その決意は固くなった。さらに、GA の著作権を持つスキエンティア出版は好意的に翻訳を承諾してくれた。

さて、同書は大きく 2 部構成になっていて、第 1 部は短く、第 2 部は長大である。今回はその第 1 部が対象である。第 1 部を翻訳の対象とした理由はいくつかある。第一に、同書はそもそも欧米のハイ・レベルの知識人読者を対象としていて、歴史的文化的に背景の違う日本人読者にはその理解は容易でない。そのために翻訳者の能力からして翻訳は困難を極める作業である。そこで、全訳は将来の課題として、当面は同書のもっとも基本的・理論的な箇所であり、アルトジウスの政治・法思想の中心を論じている第 1 部に翻訳を限定することによって、翻訳作業は実行できそうに思われた。そして、ギールケは本文に詳細な注・補論・付加（本文の半分程の分量）を付けているが、翻訳の労力を省くために、今回は作業の対象から外した。第二に、第 1 部は、そもそもギールケがその奉職していたブレスラウ大学法学部の委託を受けて国法学・国際法学の権威であり枢密顧問官・教授である Johann Caspar Bluntschli の博士号取得 50 周年記念のために 1879 年 8 月 3 日献呈した論文である。そして、

¹ [オットー・フォン・ギールケ]『ドイツ法学者事典』, 92-97 頁；[ギールケ]（安世舟）：『新訂版現代政治学事典』, 208 頁。

翌年の 1880 年、ギールケ自身の編集になる『ドイツ国家史・法制史研究叢書』(Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte) の第 7 巻として GA すなわち『ヨハネス・アルトジウス—自然法的国家論の展開並びに法体系学説史研究』が公刊され、先の献呈論文は同書の第 1 部として組み込まれた。要するに、第 1 部はその誕生の経緯からして第 2 部とは別個・独立性を持っているのである。

(2) 第 1 部誕生の経緯

そこで、第 1 部誕生の経緯を紹介しておこう。第 1 部は 1879 年に独立して抜き刷りのような体裁で印刷されていた。この 1879 年版は大きさはスキエンティア版と同じで、本文の頁も 1 頁から 55 頁まで全く同じである。表紙には『ヨハネス・アルトジウス—自然法的国家論の展開並びに法体系学説史研究』とあり、その下に『第 1 部／アルトジウスの生涯と学問』、さらにその下に『献呈論文／ブレスラウ大学法学部の名においてそしてその命により／オットー・ギールケ² 著』とある。出版地、出版年、出版社を示すために、その下に『ブレスラウ 1879 年／ヴィルヘルム・ケープナー』と記載されている。その冊子を開くと表紙と同内容の中表紙が見開き左頁にあり、その右頁には「枢密顧問官、教授・博士 ヨハン・カスパール・ブルンチュリ閣下／その博士号取得 50 周年記念祝典のために／1879 年 8 月 3 日 提出」と書かれている。

1880 年版以降省かれているが、1879 年版には V～VII 頁にかけて次のようなヨハン・カスパール・ブルンチュリへの献辞がある。

【献辞】

心から尊敬する枢密顧問官！

先生は、今日喜びに満たされながら半世紀を振り返っておられます。この半世紀先生は学問と学説とにたくい稀なほどの成果を収められました。ドイツ語圏の範囲を遥かに超えて先生の名声はいきわたっています。さらに、単に学問の世界のみならず、祖国において、その称賛の声は鳴り響いています。ドイツの学問はますます先生を誇

² 訳注「オットー・フォン・ギールケ」と「フォン」があるのが一般的だが、この版では「フォン」は省かれている。後述の「あとがき」における場合も同様である。

りに思っています。というのは、先生はドイツの学問に専心されたからです³。そして、〔ドイツの学問は〕先生の祝典⁴へのもっとも適した参列者として自任しています。

豊かな精神をもって、先生は、長期にわたって活躍され、傑出した人々しかなしえなかったほど多面的に、研究と論争の世界をますます切り開いていかれました。ドイツの学問の内部においてさえも、先生に感謝を負うており、感謝を捧げているのは専門家の人々ばかりではありません。しかしながら常に、先生は、故郷というべき法学の大地にしっかりと根を下ろしてこられました。先生のあらゆる試みはそこから出て、そして、先生の試みのすべてはそこへと帰ってゆきました。早い時期に、先生は、特殊なるものへと迫ってゆく法制史研究と、一般的であることを求められる法哲学思想とを、結びつけました。先生の学説はすべてそうした結びつきから生まれ、先生の実践的な業績もすべてそこから生じました。先生は過去と現在のドイツ法の奥深い内実を、愛情に満ちた好意をもって学問的に捉えました。それと同じ精神において、先生はゲルマン法思想に満たされた私法典の起草者となりました。私法から、先生は公法へと進まれました。公法は、そのほとんどすべての部門において、時が経ってもかわることのない先生の励ましに感謝しています。一般国家法と同様に実定国家法も、先生は、画期的な著作の中で扱いました。先生は理論的にも実践的にも国際法の領域においてヨーロッパ域外に達する影響を及ぼされました。そして国際法の担い手たちはますます先生を、国際法運動の最高の指導者の一人として尊敬するようになりました。公的諸制度の歴史に対してと同様に、国家および法についての理念史に、先生はその

³ 訳注「ドイツの学問は先生を自分の忠実な僕と呼ぶ」というのが直訳である。

⁴ 訳注「先生が祝う祝典」というのが直訳だが、日本語として分かりやすくするために意識した。ここで用いられている動詞 *begehen* には「行う」という意味もあるので、「先生が行われる饗宴」と訳して、プラトンの『饗宴』を背景にした一種の比喩的表現として、ブルンチュリが法学者たちの集団を牽引し、そこにドイツの学問も臨席しているという意味で解釈したい気もする。たしかに、ブルンチュリには、バイエルン王立アカデミー歴史委員会編集の『ドイツにおける学問の歴史』第1巻現代編として『一般国法学および政治史』(*Geschichte des allgemeinen Staatsrechts und der Politik*) (1864年) という著作があるほどだからである(安世舟「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察—ブルンチュリと加藤弘之を中心として—」, 日本政治学会編『日本における西欧政治思想』, 岩波書店, 1976年, 122頁)。しかし、*Fest* は祝祭のための饗宴、娯楽のための催しという意味であり、ここでは具体的にブルンチュリの博士号取得50周年記念祝典をさすと考える方が自然である。

豊かな能力を捧げました。しかしながら、つねに、先生にとって最終目的であると思われたのは、次のようなことでした。すなわち、法がその中ではただ一面しか表していない人間の共同生活に関する統一的な根本観念を獲得することでした。飛翔する先生の思想のゆえに、先生は内的必然性をもって、一般国家学と社会学という広野へと向かいました。この点をめぐる最大の問題について考えられたことを、著名になった学問的な諸著作のなかに先生は収めました。しかし、同時に、先生は、教養人の最も広い世界へと、平易な表現で分かりやすくするよう努力しました。著作活動はあらゆる方面に拡大し、教授職も誠実になさり豊かな果実がもたらされましたが、先生はその生涯のあらゆる段階での、多面的な、かつ、奥深く徹底的な仕事において、公的生活に熱心に関わり続けました。ここではしかし、改めて、なによりも次のことが明らかです。すなわち、先生がもっとも強く揺り動かされ、また、もっとも力強くそのために論争したもの、それは、まさしく法思想であったのだということです！

それゆえに、心から敬愛する先生、今日、先生をその大家の一人として真っ先に褒め称える声を上げるのはドイツ法学なのです。先生、こうした意味において、私たちの祝辞も快く受け入れられますように。なお、神が、祝福された働きのために末永く先生に命と力とを与えられますように！

ブレスラウ大学法学部

シュヴァネルト（現学部長代理）、 フシュケ、 ギッツラー、 ギールケ、
エック、 ゾイフェルト、 ブリエ。

ブルンチュリの名は今日日本では加藤弘之が『国法汎論』として抄訳した『一般国法学』の著者としてあるいは『近代国際法』を書いた国際法学者として知られているが、ギールケらブレスラウ大学法学部のメンバーの連名によるこの献辞に現れるブルンチュリ像は、そのような私たちのイメージとは趣を異にする。ここに現れるブルンチュリ像は単なる公法あるいは国際法の専門家ではない。

彼らの献辞によれば、ブルンチュリは私法から公法へ、さらには国際法へと研究を広げ、いずれの領域でも大きな足跡を残した。この献辞において重要なのは、ブルンチュリは早くから法哲学思想と法制史研究を結びつけ、彼が「もっとも強く揺り動かされ、また、もっと

も力強くそのために論争したもの、それは、まさしく法思想であった」と述べ、ブルンチュエリの全体像を貫く問題関心を法思想にみていることである。すなわち、法思想こそがブルンチュエリをして私法から公法への道を歩ましめ、さらに国際法の領域にも出ていかせたというのが彼らの主張なのである。「法がその中ではただ一面しか表していない人間の共同生活に関する統一的な根本観念を獲得すること」こそがブルンチュエリには最終目的と思われたのだと彼らは述べている。ブルンチュエリの活動の背後には、法思想そのものを取り出してそれだけをもてあそぶ偏狭な姿ではなく、法を常に人間の共同生活との関連においてとらえる姿があったというのである。

さて、このようなギールケらの献辞に現れるブルンチュエリ像が客観的に適切なブルンチュエリ像であるかどうかという問題は別個に存在する。たしかに、法思想に対する関心が献辞にみられるように一貫してあったとしても、それはある法思想をブルンチュエリが奉じていたことを保証するものではない。たとえば、国家レベルの法秩序と私法の関係に関する叙述も微妙である⁵。しかし、それらの問題にここでは立ち入る余裕はないので、ここでは、ギールケらの献辞がブルンチュエリの法思想に対する関心を際立たせていたことに注意を促しておきたい。

ところで、ギールケはブルンチュエリへの献呈論文のテーマになぜアルトジウスを選んだのだろうか。たしかに、ブルンチュエリに対してアルトジウス研究を献呈するのは一見のを得ているように思われる。というのも、ギールケの時代には忘れられていたとはいえ、アルトジウスは当時はライデン大学などからの招聘があるほど名声を博した学者であり、しかもエムデン市の法律顧問という立場で現実政治にも携わっており、学者政治家という点でブルンチュエリと共通しているからである。しかも、ある時期からは政治家としての活動に重点が置かれるようになることも似ている。二人ともローマ法を学び⁶、具体的な人々に注目する理論

⁵ 笹川の指摘によれば、ブルンチュエリは条約の法拘束力に関してその根拠が私法におけるように意志行為にあるとするのではなく、共同体に不可欠な法秩序にあると述べている（笹川紀勝「古典国際法の時代における日韓の旧条約(1904 - 1910)」『専修大学社会科学研究所月報』, No. 472, 2002年, 14頁）。このことは、ブルンチュエリにおいては私法と国際法の間に連続性よりも断絶が強調されていることを意味する。安も、『ドイツ私法』においてブルンチュエリが「私法（権）と公法（権）の分離を行なつ」（安, 前出, 122頁）たと指摘している。

⁶ ブルンチュエリはボン大学に提出したローマ法学に関する博士論文で法典発布以後の勅令の相続法を扱った（Peter, H., [Bluntschli, Johann Caspar], in: Erler, Adalbert und Kaufmann, Ekkehard, Hrsg. von, Stammler, Wolfgang, Mitbegründet von, Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, I.

を構築した点も似ている。

しかし、決定的な一点において両者は異なっている。それは人民主権に対する態度である。安世舟によれば、ブルンチュリの主権論の独自性は「有機体説を用いて国家主権と君主主権とが矛盾しないことを」論証したことにある。ブルンチュリの主権論は主権者を「人格としての国家」にみる「国家主権」であり、それは絶対主義的な君主主権とは異なる。そのような「国家主権」は国民の憲法制定権力というべきであるとされる。しかし、重要な点は、この「国家主権」は休止し、その間は君主の統治権力（もちろん立法府により制限されるのではあるが）が活動するということである。「したがって国家主権と君主主権とは矛盾しない」とブルンチュリは主張するのである⁷。

「第2章 アルトジウスの政治学」においてギールケが紹介しているアルトジウスのエフォール論では、君主の統治行為を監視する役目をエフォールが担うことによって、全体としての人民に存する主権の活動を休止させない。ブルンチュリの主権論は、君主が「有機体的憲法（構造）に基づいて立法府における国民代表によって制限され、統治の権利と義務の通常の行使に際しては大臣の協力によって拘束される」⁸ものの、実際には君主にフリーハンドが与えられてしまう危険性をはらんでいる。それに対して、中間団体の責任者というべきエフォールの役割にギールケは注意を促している。つまり、ブルンチュリの主張にくさびを打ち込んでいるのである。それゆえに、この献呈論文は、歴史法学の先達でありドイツの学問を代表する老大家に対する賛辞であると同時に、ドイツの学問の忘れ去られた重要人物アルトジウスを発掘してドイツの学問に人民主権をしっかりと定位しようとする試みであるという意味で、ブルンチュリに対する批判にもなっているのである。

Band: Aachen – Haussuchung, Berlin: Erich Schmidt Verlag, 1971, S. 456 ; 安, 前出, 121 頁)。なお、エールリッヒによれば、「一般的に妥当する法規則は恐らく相続法の中にはじめて出現したのである」(エールリッヒ著河上倫逸・M.フーブリヒト共訳『法社会学の基礎理論』, みすず書房, 1984 年, 27 頁 / Ehrlich, Eugen, Grundlegung der Soziologie des Rechts, Dritte Auflage, Berlin: Duncker & Humblot, 1967, S.23 / Ehrlich, Eugen, Fundamental Principles of the Sociology of Law, Translated by Walter L. Moll, with an Introduction by Roscoe Pound, with a New Introduction by Klaus A. Ziegert, New Brunswick, NJ: Transaction Publishers, 2002, p.29)。だとすれば、ブルンチュリにはこの献辞に見られる通り、法思想上の関心が強かったと言えるのかも知れない。ブルンチュリについては今後の課題としたい。

⁷ 安, 前出, 126-7 頁。

⁸ 安, 前出, 126 頁。

ブルンチュリの「祝典」に際してアルトジウス論を用意することを思いついたことを、ギールケは 1879 年版の 55 頁裏面に、「あとがき」として述べている。その「あとがき」を以下で紹介しておこう。この「あとがき」があるのは当然ながら 1879 年版のみである。

【あとがき】

この論文の第 2 部は、アルトジウスの国家論の中に刻印された政治理念の発展史を叙述する予定である。その際に、ドイツ人の継承してきたこの財産をとりわけ考慮に入れる。そこから初めて、アルトジウスの意義を正しく評価するという可能性も、結果として生じるであろう。遺憾ながら、その仕事を祝典の日までに完成させることはできなかった。その祝典の日がこの仕事を思いつかせたのだが、完成論文は、私の編纂による『ドイツ国家史・法制史研究叢書』の一分冊として出版される予定である。

オットー・ギールケ

〔(2) のここまでについては注を含めて本間担当〕

なお、本質的なことではないが、ギールケの死後、そして出版社がスキエンティアに移った第 5 版（1958 年）以降でも、たしかに GA の第 1 版（1880 年）に付けられた序文と数行程度の短い献呈の辞はある。しかし、第 1 版序文の見開き左頁中ほどに強調して独立に印刷されていた献呈の辞が、第 5 版からタイトル裏頁上方に書誌情報の一つとして印刷されているので、それをみつけ難くなっている。献呈の辞のウエイトは軽くなった。なお、1939 年に出版された GF は第 4 版（1929 年）までを参照したせいか献呈の辞を独立した頁に印刷している。

(3) 本訳書の特徴

GA の英訳 GF は、すでに触れたように、ラテン語の該当箇所を英訳しないままラテン語を繰り返している。そこで、ラテン語に接することの少ない日本の読者の便を考えて、出来るだけラテン語の日本語訳とラテン語箇所を併記する。そして、ラテン語の句が間を置かず用いられているような場合には、簡潔をはかるためにラテン語を省く場合もある。ギールケは、ときに、ドイツ語の後にラテン語で言い換える複雑な文章構造を用いているために、ギールケのドイツ語の日本語訳そして参照されたラテン語の日本語訳、さらに参照されたラテ

ン語句の引用，このように複数の日本語訳とラテン語と三つのものが連続してしまう．それだけでなく，ときには，ギールケの日本語訳と参照されたラテン語の日本語訳とがほとんど同じ場合もあり，そのような連続はまったく煩わしい．そのために，機械的にラテン語に日本語訳を付ける必要がない場合も生じる．こうした事情から，適宜ラテン語文・語句の訳語を訳注に落とすかあるいは省く．

そして，ギールケは，ときにアルトジウスの論述の簡単な紹介をしているために，本文だけではなかなかその意味をくみ取れない．そこで，出来るだけ訳注を付けることを試みた．さらに，ギールケが主として扱うアルトジウスの『政治学』に比べて『権利と裁判』はそれほど国内の大学図書館に所蔵されていないし，その現代語への翻訳は世界的に存在しない．そして，アルトジウスの『政治学』の英訳 AP by Carney は便利ではあるが，ときとして重要な箇所を省いている．こうした事情を考えると，訳注で，必要に応じて日本語訳につけて資料的な意味でラテン語文と出典箇所を付することは無駄ではないであろう．そして，ドイツのアルトジウス研究をみていると，ラテン語文が注で引用されていることもある．また，たしかに訳注が多いのは煩わしくて考えものではあるが，学生の勉強のために便利で役立つこともたしかにあり，そして，本出版が国際基督教大学の社会科学研究所の学術出版であって商業出版ではないという恩典から，あえて訳注を制約することはしなかった．もし煩わしいと読者が考える場合には本文だけをみて欲しい．なお，AP と AD の引用についてであるが，実際には日本語で『政治学』と『権利と裁判』の引用も同時に明示する．そうでないと，たとえば「前出」とか「Ibidem」で簡略にすると，原典を探すのに苦労することがある．そのために，これまた煩瑣であるが原則として日本語名の出典と AP や AD の出典を明示する．

GA は多くの大学図書館に所蔵されている．そして，ギールケのたくさんの著作のうち 2 点が日本語に訳されている．すなわち阪本仁作訳『中世の政治理論』，ミネルヴァ書房，1985 年と石尾賢二訳『ドイツ私法概説』，三一書房，1990 年である．とくに私法学者が従来ギールケに関心を寄せてきた．それだから，ギールケに関する研究の蓄積は戦前からかなりある．そのために，ここでギールケの詳しい紹介は必要でないだろう．便利なものは，Deutsche Juristen; 『ドイツ法学者事典』のギールケの項目である．

(4) ギールケのアルトジウス研究の特徴

そこでギールケの研究したアルトジウスについて解説をかねてその特徴について簡単に触れておこう。

第一に、訳者は、ギールケの着目したアルトジウスが宗教改革者カルヴァンの強い影響下にあった契約神学に立つ改革派教会に所属していたことに注目したい。問題はこの時期の宗教改革の様相をどのようにとらえるかにあるようである。ここでは深く立ち入る必要はないから、簡単にヴォルフの説明に委ねてその目でアルトジウスを眺めたい⁹。

この宗教的な発想が、ギールケの本文を読めば理解されるように、今日的な意義を持って

⁹ WA, S. 177ff. は、おおよそアルトジウスの生きた時代を次のようにまとめる。第一に、宗教改革の信仰は、今や、個人的に戦い取るべきものではなく、守るに値する世襲財産であり、それゆえに、1600年以後には宗教改革の初期のような内面的戦いの真剣さと情熱はみられない。第二に、人文主義的精神は当たり前になった。第三に、ルネッサンスの生活感情はますます影響するようになった。第四に、法生活は広範に変化し、ますます成文法は増え、法技術的な専門家が力を強めた。民衆裁判官はほとんどまったく消えてなくなった。ローマ法の受容は取り消しがたくなっていた。第五に、ルター派の国家論もカルヴァン派の国家論も神聖ローマ帝国の統治構造に批判的であった。第六に、今や、単一の中世的な世界像は崩壊し始めていた。歴史主義の時代（マイネッケ）が始まったのである。こうして、アルトジウスは、教理的に特定の宗教的な立場を生活の中で豊かに展開することが出来ると認識していた。それゆえに、彼は、聖書のメッセージの真理性を固く信じ、包括的な人文主義的教養に基づく方法に立って、宗教改革的な国家論・法学を構築しようとするカルヴァンの社会神学的要請の意義を知っていたし、その具体化をはじめて体系的に試みたのである。このヴォルフの見方に近いものとして [Althusius], in: RGG, Bd. 1, S. 294 をとらえ得る。しかし、もっと踏み込んだように見えるのは Wieacker である。Wieacker は、WA を引用しながらであるが、アルトジウスを「来るべき理性法」(S. 286) の媒介者として捉え、彼の神は「理神論」(Deismus) (S. 287) に基づくとみている。逆に、Winters, Althusius は、アルトジウスのカルヴィニズムの宗教思想の側面を強調する。これでは、アルトジウスのテキストそのものからは読み取りえない場合もある。そのために、過度ではないかという思いが残る。ところで、[Althusius], in: Deutsche Juristen, S. 22; [アルトジウス]：『ドイツ法学者事典』, 12 頁は、アルトジウスの主張を「すべての社会的国家的生活に関する神の予定説」というカルヴィニズムに基づいてとらえるが、これは、M・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を想い起こさせる表面的なアルトジウス像ではないか。以上に対して、津田「アルトジウスの契約思想」, 36, 59 頁は、アルトジウスの論理が世俗的であることを強調しているが、これは、ヴォルフのいう人文主義的な時代精神のしからしめるところだけをみている結果ではないかという印象を抱かせる。

いる「共に生きること」(「共生」)の思想展開に見事に現れる¹⁰。それは、身近な家族から次第に社会的規模を拡大して諸団体、地方、ついに国家にまで及ぶ。国家論としていえば、法の支配する多元的な連邦国家論が展開される(なおライプシュタインに従うと、国家間に自然法としての国際法の支配が展開される)。

そして、アルトジウスの生きていた時代には、絶対主義が登場し権力の強化が進行していたが、しかし、かかる状況の中で、アルトジウスは徹底して法によって権力を統制する政治学と法学を追及していた。そして、アルトジウスの「人民主権論」(Volkssouveränität)は抵抗権と結びついていた¹¹。そして、権力の濫用は裁判で問題にされ得た。なお、ギールケによれば、アルトジウスにあっては、誰が主権を持つかと、主権者から与えられた執行権を誰が持つかは別の問題である。しかし、ボダンはそのような区別をしていないから、アルトジウスとボダンとの間には、理論上相違がある¹²。この相違を踏まえると、ホッブズはボダン

¹⁰ ただ注意したいことに、[Althusius], in: *Deutsche Juristen*; [アルトジウス]: 『ドイツ法学者事典』にはその根本思想の一つである「共に生きること」(「共生」)に関する言及がない。[Althusius], in: *Deutsche und europäische Juristen* も同じく言及していない。

¹¹ [Althusius], in: *Deutsche Juristen*, S. 23; [アルトジウス]: 『ドイツ法学者事典』, 14 頁もギールケと同じ見解である。但し「人民主権」とはギールケがアルトジウスの特徴づけのために用いた言葉で、アルトジウス自身が用いたものではない。

¹² この点に関し別な見方を示すものとして、原田鋼の『[欧米に於ける]主権概念ノ歴史及再構成』がある。

1934 年に出版された西洋における主権概念の変遷をたどったこの大部の労作において、原田はアルトジウスを人民主権論者として位置づけ、アルトジウスは「凡ての統治権の源泉を究極に於て、真の政治的創造者、君主樹立者としての人民に求めた」と述べている。彼はこの著作に、『政治学』第 9 章から一部を引用・日本語訳し紹介した上で、アルトジウスの主権概念は「神法及自然法への帰属の故を以て」絶対性が否定されていることを主張している。

同著の中で原田はボダンの主権概念の特徴を「一国家の絶対的・恒久的権力」(62 頁。旧字体などは改めた。以下同様)であることに見ており、モナルコマキに反対して絶対主権概念を主張した人物としてボダンを位置づけている。

つまり原田は、ボダンの主権概念とは逆に、「統治者としての主権君主に反対」し、主権の「絶対性」・「恒久性」を否定するものとしてアルトジウスの人民主権論をとらえている。原田は次のように述べている。「アルトジウスの主張は、主権人民は支配者及非支配者を含む国家全体ではなくして、国家の被支配者のみであるとするにある。即ち其の人民主権は、純粋に擬制的意味に於ける人格と見做され、又統治者に対応する服従者の全体の持つ主権に外ならなかったのである」(同 61 頁)。原田はこの部分に注を付けて、17 世紀前半のオランダとドイツにはモナルコマキに関連して“majestas realis”(「実的主権」)と“majestas personalis”(「人格的主権」)という二つの主権のとらえ方があったことを紹介し、前者が「政治的権力

から主権論を継承し、アルトジウスの問題提起に触れていない。ところが、ロックとルソーは、アルトジウスの問題提起を踏まえていると理解される¹³。

第二に、若干研究史を振り返れば、ギールケはアルトジウスの自然法的個人主義的な側面を強調しすぎているとフリードリヒから批判されている¹⁴。この批判は興味深い論点であるが、しかし、批判するフリードリヒにしろ反論する津田にしろ、主にアルトジウスの『政治学』を用いている。この点でギールケが、『政治学』だけでなくアルトジウスの法律家としての業績である『権利と裁判』を用いてアルトジウスの全体をみようとしていることは、従来さほど着目されていない。そこで、両書に注意しながら「人民」についてアルトジウスにそって検討しておこう。

まず、アルトジウスは、次のようにいう。すなわち、「私は、人民 (populus) を、ここでは、集合したもののすなわち普通の人々としてとらえる。そして、この結合した体を、一つの体に結合した王国の構成員としてとらえる」¹⁵。

そして彼はいう。「それは、あたかも一つの頭の下にある一つの体に、一つの人民が結合され、固く結びつけられているかのごとくである」¹⁶。こうして「人民」は「王国あるいは国家」(regnum seu Respublica)の「所有者」なのである¹⁷。

彼は、この「人民」を旧約聖書の「イスラエルの民」(populi Israelitici)と同じ意味で扱っている。すなわち、旧約聖書「サムエル記」上第8章および第10章で「イスラエルの民」

の究極的源泉としての人民の主権」で、後者が「所与の統治体に与へられたるもの」であると述べている。原田は、“majestas realis”を強調した思想家の典型としてアルトジウスを解釈している。原田は、主権者と執行権者の担い手という区別ではなく、「实际的」主権と「人格的」主権という区別をし、あくまでも主権のあり方の違いとしてとらえている。〔本間〕

¹³ 津田、前出、47頁が主権の担い手と執行権の担い手の区別に言及している。

¹⁴ 津田「アルトジウスの契約思想」、35頁参照。

¹⁵ 『政治学』第23章第1節 (Populum hic accipio pro coetu et plebe promiscua: corpus consociatum, pro membris regni in unum corpus unitis, in: AP, C. XXIII, § 1)。

¹⁶ 『政治学』第9章第12節 (tanquam unus populus, in unum corpus sub uno capite consociantur et devinciuntur, in: AP, C. IX, § 12)。

¹⁷ Praefatio primae editionis by Friedrich, p. 5; Preface to the First Edition by Carney, p. 6. アルトジウスは、「王国」と「国家」を区別する考え方を「正しいものでない」(non bene)として認めない。なぜなら、王国の「所有者」(proprietas)は人民であり、その執行者は王だからである(『政治学』第9章第3-4節)(AP, C. IX, § 3-4)。respublicaは原則として以下「国家」と訳す。

が王を求める話しを繰り返し紹介する¹⁸。たしかに、旧約聖書によれば、「イスラエルの長老は全員集まり」、預言者サムエルに「我々のために裁きを行う王を立ててください」と求めた。彼には長老たちの言い分は「悪と映った」が、しかし神に祈った。そうしたら、神は言った。「民があなたに言うままに、彼らの声に従うがよい。彼らが退けたのはあなたではない。彼らの上にわたしが王として君臨することを退けているのだ。」

ここに出ている「民」の原語のヘブライ語は「アム」¹⁹である。旧約聖書の日本語訳では「民」という言葉が一般に用いられている。「民」は「一般の民」「イスラエルの民」を意味する²⁰。次に、「長老」とは、「文字通りには『ひげをはやした者』、すなわち、社会で十分成人となっている人々」であり、「この言葉は、ここにみられるように代表者を指すために用いられる。……民全体が関わっている」²¹。そして、サムエルは「長老たち」の声を「民」の声ととっている。

こうしてみると、アルトジウスは、旧約聖書のお話を引くことをもって自己の主張を根拠づけ展開するから、旧約聖書の「民衆」（一般の民）と同じく「人民」（*populus*）を「普通の人々」（*plebes promiscua*²²）として考えている。

第三に、諸団体を構成するのは、自発的な個人である。アルトジウスの次の文章をみて

¹⁸ 『政治学』第9章第12節、同第18章第18-19節 (AP, C. IX, § 12; C. XVIII, § 18-19).

¹⁹ ミルトス・ヘブライ文化研究所編『サムエル記I』, 株式会社ミルトス, 1994年, 第8章第7節 (73頁), 同第10節 (74頁), 同第19節 (77頁) 参照。

²⁰ [民]: 馬場嘉市編『新聖書辞典』, キリスト新聞社, 1971年。

²¹ P. R. アクロイド著田淵結訳『サムエル記』, ケンブリッジ旧約聖書注解 8, 新教出版社, 1980年, 75頁。その他, 左近義慈「サムエル記上」, 手塚儀一郎他編『口語旧約聖書略解』, 日本基督教団出版部, 1960年, 269頁は、「民」とは「民衆」（一般の民）であり、「長老」は「民を代表してサムエルに訴える者」であるという。ハンス・ヴィルヘルム・ヘルツベルク著山我哲雄訳『サムエル記上』, ATD旧約聖書注解 (7), ATD・NTD 聖書注解刊行会, 1996年, 119頁は「民の代表……である『長老』たち」と言及する。

²² [promiscuus]: mixed, without distinction, in common, in: Lewis Latin. つまり、「まじった, ごちゃごちゃした, 普通の」を意味する。次に, Lewis Latinは *plebes* の訳として最初に「民衆」(the common people) を掲げる。なお, 田中『羅和辞典』も「平(庶)民」を最初に掲げる。また, Lewis Latin でも田中『羅和辞典』でも *plebes* の意味として後に「大衆, 下層民」に言及する。こうしてみると, たしかに, *plebes* の意味には幅があるが, それを形容した *promiscuus* との関連で考えると, *plebes promiscua* を「普通の人々」と訳したい。そうすると「人民」(*populus*) とは, どこにでもいる普通の人々が全体として社会的に認識され, それがそのまま記述的に表現されたのであって, とりわけ貴族階級に対抗する「下層民」というように,

みよう。すなわち、「自然的結合体」と区別される「この市民的結合体は、それ故に、次のようにして存在する。すなわち、同じ活動、同じ生業、同じ天職の三人あるいはそれ以上の人々が、互いに、その務め、その暮らし方の中で、あるいはそれぞれのやり方で、なにか共通なものと一緒に保持する方向に結びつけられるようにしてである」²³。アルトジウスはその実例としてたくさんの聖書の箇所と、ボダンの『国家論 6 篇』第 3 篇第 7 章を引用しながら *collectio, societas, coetus, sodalitas, synagoga, conventus, synodus* のような団体 (*collegium*) がそうであるといっている。この実例の日本語訳はとても難しい。

アルトジウスの引用する聖句は必ずしも特定の内容を語っているわけではなく、かなり漠然としている。実例の的を絞りにくい。

次に、アルトジウスの言及したボダンは次のようにいっている。すなわち、家長たちの共同体 (*communauté*)、村の共同体、町の共同体、地方の共同体は、国家 (*République*) なくして存在し得る、家族も他の家族 (*Collège*) なくして存在し得る。そして、「友情 (*amitié*) によって結合したいくつかの家族が一つの共同体 (*un corps et communauté*) の構成員となり、さらに、いくつかの共同体が、主権的権力 (*puissance souveraine*) によって結ばれて、国家を形成する」²⁴。そして、「人々は、相互的な結合 (*sociétés et compagnies mutuelles*) から等族、団体、同役者団

強い階級概念を持っているとは思われない。

²³ 『政治学』第 4 章第 4 節 (*Civilis igitur haec consociatio est, qua tres, vel plures ejusdem artis opificii, vitae studii et professionis homines, ad commune quid inter se in eo munere, vitae genere, vel in ea arte, quam profitentur, simul habendum consociantur, in: AP, C. III, § 4*).

²⁴ Bodin, Jean, *Les six Livres de la République avec l'Apologie de R. Herpen*, Faksimiledruck der Ausgabe, Paris, 1583, Aalen: Scientia, 1961, Livre III, C. VII, p. 474 (=Bodin, *Les six Livres*, Scientia; 「Scientia 版」) は古い文字の再録で読みにくい。それに比べて, Bodin, Jean, *Les six Livres de la République, Livre Troisième, Corpus de Œuvres de Philosophie en Langue Française*, Paris: Fayard, 1986, Livre III, C. VII, p. 173 (=Bodin, *Les six Livres*, Fayard; 「Fayard 版」) は現代文字に置き換えている。そして, Bodin, Jean, *Les six Livres de la République, un abrégé du texte de l'édition de Paris de 1583, Edition et présentation de Gérard Mairet, Le Livre de Poche, Classiques de la philosophie*, 1993 (1987), Livre III, C. VII, p. 305 ff. (=Bodin, *Les six Livres*, Poche; 「Poche 版」) は, 現代文法にしたがってところどころ補っていて分かりやすい。基本的に Scientia 版・Fayard 版を参照しながら, 主に Poche 版を利用する。次に, ドイツ語訳では, Bodin, Jean, *Sechs Bücher über den Staat, Buch I-III, Übersetzt und mit Anmerkungen versehen von Bernd Wimmer, Eingeleitet und Hrsg. von P. C. Mayer-Tasch, München: C. H. Beck, 1981, S. 521* (=Bodin, *Sechs Bücher*; 「ヴィンマー訳」) と Bodin, Jean, *Über den Staat, Auswahl, Übersetzung und Nachwort von Gottfried Niedhart, Universal-Bibliothek Nr. 9812[2], Stuttgart: Philipp Reclam, 1982 (1976), S. 67f.* (=Bodin, *Über den Staat*; 「ニートハルト訳」) がある。ニートハルト訳は分かりやすい。

体の結びつきと共通性へと道をたどり、最後に、私たちがみている国家 (Républiques) を組織する。かかる共同体はとりわけ神にその基礎を持っているが、しかしその後で (après), 相互的な友情と好意 (amitié et bienveillance des uns envers les autres) にも基礎を持っている」²⁵。

²⁵ Bodin, *Les six Livres, Scientia*, Livre III, C. VII, p. 495 f.; Bodin, *Les six Livres, Fayard*, Livre III, C. VII, p. 201; Bodin, *Les six Livres, Poche*, Livre III, C. VII, p. 313.

本文で訳した「かかる共同体は、とりわけ神にその基礎を持っているが、しかしその後で (après), 相互的な友情と好意 (amitié et bienveillance) にも基礎を持っている」の該当のフランス文は次のようである。qui n'ont point de fondement plus sûr après Dieu que l'amitié et bienveillance des uns envers les autres. この関係節の訳は難しい。そこで少し検討したい。

まず qui は関係代名詞で複数形であり、その前には「,」がある。その先行詞は「共同体」(étras, corps et collèges) と「国家」(Républiques) が考えられる。直近でいえば「国家」である。しかし、ボダンの発生史的な叙述からすれば、「国家」はその最終段階に位し、「共同体」が基礎的に存在する。先行詞としてはどちらでも良いが、ここでは「共同体」をとる。というのは、以下紹介する中に示されるが、明確に「国家」という訳語を選んだ英訳とドイツ訳がないからである。

次に, après Dieu の訳はどうすべきか。この après Dieu について最初の英訳以来諸説がある。すなわち, Bodin, I., *The six bookes of a commonweale, Out of the French and Latine Copies, done into English*, by Richard Knolles, London: Impensis G. Bishop, 1606, p. 379 (=Bodin, Knolles; 「ノルズ訳」) は次のようである。すなわち, having no surer foundation whereupon to rest (next unto God) than the love and amitie of one of them towards another. 「[共同体は] (神の次に) 相互的な愛情と好意以上によるべき確かな基礎を持たない」。ノルズ訳は après Dieu をカッコでくくっているから, après Dieu を副次的な意味を持つと考えているというべきである。そこで, このノルズ訳の眼でボダンの該当箇所を考えてみたい。そうすると, 関係節はもともと比較を論じている。そして, その節の中で意味上はいわば二つの比較がある。第一は, n'ont point de fondement plus sûr que l'amitié et bienveillance des uns envers les autres である。第二は, après Dieu である。問題はこの二つの比較の関係をどのように捉えるかにありそうである。もう一つの英訳 Bodin, Jean, *Six books of commonwealth, abridged and translated by M. J. Tooley*, Oxford : Basil Blackwell, [1955-1956?], Book 3, C. VII, p. 105 (= 「ツースリー訳」) は次のようである。After God, such communities have no surer foundation than friendship and goodwill among men. 「神の後で, そのような共同体は, 人々の間の友情と好意以上に確かな基礎を持たない。」そうすると, ツースリー訳はボダンの原文では文中にある après Dieu を「神の後で」と訳してそれを文頭に持って来た。そうすると, ツースリー訳は, ノルズ訳が après Dieu をいわば副次的に扱ったよりも強いニュアンスで扱っているのではないか。もしこういえるなら, ツースリー訳は, いわば神による共同体の基礎づけが終わったことを前提として, 「人々の間の友情と好意」による共同体の基礎づけを考えているといえないであろうか。ヴァインマー訳 (Bodin, *Sechs Bücher*, S. 540) は次のようである。die außer Gott kein festeres Fundament haben, als wechselseitige Freundschaft und Zuneigung. 「共同体は, 神の外に, 相互的な友情と好意以上に確かな基礎を持っていない」。したがって, ヴァインマー訳は「外に」(außer) を使うことによって, 「神」と「神」以外のものとが並列的に

したがって、ボダンとアルトジウスの間には、人々の結合する根本に「相互的な結合」「相互的な友情と好意」という仕方での合意すなわち契約の論理がともに存在する。ボダンの場合、この結合の前提に「神」があるのはいうまでもないが、「神」の基礎づけの「その後で」まったく独自に世俗的な結合形態がいくつも展開され、いわばその頂上に国家が位置づけられる。

これらの引用を踏まえながらアルトジウスの例示を見直してみたい。依然として例示の個々の実態を明確にすることは出来ないが、とりあえず次のような訳語を考えた。すなわち、相互の結びつき (collectio)、共同体 (societas)、集会 (coetus)、平信徒の団体 (sodalitas)、ユダヤ教の会堂、会合 (conventus)、会議 (synodus)。これらの例示に共通するものは人々が共通な目的を相互に持って集まることにあるのではないであろうか。もしそうならば、アルトジウスは、ボダンをも受け入れつつ、自発的な市民的結合体の存在を指摘しているわけである。

アルトジウスの場合、もちろん、結合体の初発的なものが家族である。家族もまた婚姻に

あることを示唆している。そして、ニートハルト訳 (Bodin, *Über den Staat*, S. 67) は次のようである。Diese haben vor allem in Gott, aber danach in Freundschaft und gegenseitigem Wohlwollen ihr Fundament. 「これら〔共同体〕は何よりも神にその基礎を持っているのだが、しかし、その後で (danach) 友情と相互の好意にもその基礎を持っている」。ニートハルト訳は、原文にある「確かな」(sûr) を省いていることは別問題として、共同体の基礎づけを何よりも神の事柄であるとしながら、しかし、共同体の基礎づけとしてはそれだけでなく、「その後で」(danach)、もはや神によらない、それゆえに人間的な「友情と相互の好意」があることをいう。要するに、ニートハルト訳は、共同体の基礎づけについて、第一に神の基礎づけを指摘し、「その後で」別のものによる基礎づけに言及するというように、時間的な順序に着目している。この点ではツェリ訳と共通のイメージを示し、ヴィンマー訳と異なるイメージに立っているといえる。après が順序にかかわる言葉であることを考えると、ニートハルト訳を選びたい。

これらの訳を考えると関係節の意味はこうなる。共同体は「神」に基礎を持っているのだが、その基礎を前提としてもうひとつの基礎を持っていて、この基礎は「相互的な友情と好意」である、そして、文章の力点は「神」にはなく、「相互的な友情と好意」にあると。ノルズ訳も「次に」(next) を採用していたことが思い起こされる。こうしてみると、興味深いことは、共同体の基礎づけが宗教的な次元から離れて(宗教的な次元を否定しているのではない)人間的・世俗的な次元で展開されたことである。ノルズ訳はかかる変化をカッコを使うことで敏感に捉えたのかもしれない。もしそういえるなら、中世とは異なって人間的・世俗的な自然法論の登場をみることが出来る。神を認めながら、しかし、その神を押しつけてあるいはその神を持ち出さないで議論できる世界があることに注意したい。かかる傾向は、おそらく「国家を何よりも大事にし、宗教のことよりは世俗の秩序を優先させる」「ポリテイックの思想と運動」(福田『政治学史』, 266, 279頁)に帰一するに違いない。

おける合意に由来する。

以上『政治学』でみたような一人ひとり²⁶は、『権利と裁判』で用いられている法的な言い方にならば、「権利を共有する人間」(homo juris communionem habens²⁷)である。したがって、人民は、私的で孤立した個人ではなく、個人として社会的に機能できる法的位置を持っているのである。それゆえに、結合体として考えられている場合の人民は、もはや単純に「自然史的に観察された現象」としての人々ではなく、「権利義務の担い手」である「法的組織体」(Rechtsgebilde)でもある²⁸。

第四に、そうするならば、一方で人民は契約概念に基づいて結合体を構成する、そして、かかる人民がいつそう大きな結合体を構成する。ギールケを読めば分かるが、他方で地方・都市の構成では、人民はそれらの結合体の所有者であるとしても直接の組織上の構成主体ではない。しかし、地方の君主も都市の最高執政官も、人民から託された執行権を人民の幸せのために行使しなければならない。彼らは本質的に人民の「代表」に過ぎないのであって、

²⁶ *populus* と似た言葉に *gens* (氏, 氏族, 民族) と *natio* (人種, 種族, 国民) がある。アルトジウスの『政治学』の索引では *gens* や *natio* の言葉が出ていない。『権利と裁判』の索引では *gens* は出ているが、*natio* は出ていない。*gens* について彼は次のようにいう。すなわち「*gens* は、ここでは、一つの同じ血から由来し、同族人 (*gentiles*) と呼ばれるすべての人々を包括するものである」(『権利と裁判』第 1 篇第 7 章第 11 節) (*Gens hic est, quae continet omnes, qui ab uno et eodem sanguine provenerunt, et vocantur gentiles, in: AD, Libri I, C. VII, § 11*)。そうすると、*gens* は、「同じ血」に基づく「同族人」を表すなら、そもそも同じ血と他の血との関係の存在をも前提とした言葉のように思われ、いわゆる「民族」にあたるであろう。したがって、ローマ法の *jus gentium* が万民法、諸民族の法と訳されるように、*gens* は他の *gens* の同時的な存在を前提として成り立つ。この点で、ライプシュタインがローマ法学者であったガイウス (*Gaius*) の言葉を引用しながら次のようにいうのは参考になる (*Reibstein, Völkerrechtliches bei Althusius, S. 133*)。すなわち「万民法は人間諸種族 (*gentes*) が持っているものである」(*Ius gentium est quo gentes humanae utuntur*) という場合の「諸種族」(*gentes*; *gens* の複数形) は、「諸人民」(*populi*; *populus* の複数形) と同じであって「複数形で用いる場合には、すべての民族 (*alle Völker*) を意味し、その個性にも伝統にも違いはない」。もしそういえるなら、内容上特異性のない *gens* と比較した場合の *populus* は他の結合体の存在を前提としていなく、もっぱら具体的な個々の人々の結合体それ自体で考えられているように思われる。そして、*natio* は *gens* と同じ意味を持つ場合もありまたより狭い意味を持つ場合もあるといわれる (*[natio]*, in: *Lewis-Short Latin*)。

²⁷ 「人格は、ここでは、我々にとっては、権利を共有し、事務事項あるいは事実を担う人間である」(『権利と裁判』第 1 篇第 5 章第 1 節) (*Persona hic nobis est homo,, juris communionem habens,, rem in negotium, seu factum deducens, in: AD, Libri I, C. V, § 1*)。

²⁸ *Reibstein, Völkerrechtliches bei Althusius, S. 136*。

そのなすところにおいて「人民の人格を心に抱く」²⁹ のでなければならない。それゆえに、つねに人民の監視の目がある。言い換えるなら、「代表」概念は身分制を越えて民主化に規定される性質を持っている。ここには、人民に基づく道德哲学が潜んでいる³⁰。

そうすると、アルトジウスの主張する「人民」概念が、旧約聖書の「民」概念と全く一致するわけでもないのは明らかである。なぜなら、この「人民」は地方・都市の権力に直接にかかわることは出来ないからである。しかし、かかる「人民」概念が、19世紀以降の「国家」「国民」概念と同じかどうかとも問われるであろう。

そして、アルトジウスは「主権的権利」(*jura majestatis*)を「分離分割出来ない程に」(*individue et inseparabiter*)結合体としての「人民」に帰属させている³¹。ここでは前述した「人民」概念の複雑な構造が思い起こされるべきであり、そのような複雑な構造を持った「人民」に「主権的権利」があるとアルトジウスはいうのである。

アルトジウスの「人民主権」概念をどう日本語に訳すかは一つの課題でありうる。というのは、日本では次のような議論がしばしば聞かれるからである。すなわち、「国家主権」は

²⁹ 『政治学』第18章第26節(*ejusque personam gerunt*, in: AP, C. XVIII, § 26). *ejusque* の *ejus* は指示代名詞の属格で、文脈的には「人民」(*populus*)を指す。

³⁰ Reibstein, *Völkerrechtliches bei Althusius*, S. 141 は、アルトジウスが、スペインの学者たちの自然法論に基づくストア的道德哲学の影響を受けていたことを指摘している。

³¹ 「人民すなわち王国の結合した構成員が、王国のこの法〔主権の本質〕を定めそれに自ら服する権力を持つ。王国のこの法すなわち主権的法は一人ひとりに属するものではなく、結合した全構成員に属するものであり、しかも王国の結合した体全体に属するものである」(『政治学』第9章第16, 18節) (*Juris hujus [essentiae majestatis] regni statuendi et se obligandi ad id, potestatem populus, seu membra regni consociata habent. / Hoc jus regni, seu majestatis jus, non singulis, sed conjunctim universis membris, et toti corpori consociato regni competit*, in: AP, C. IX, § 16 et 18; *essentia majestatis*, in: AP, C. IX, § 15); 「主権的権利は、分離分割出来ないほど体に付着しているように、結合した体から由来するものなのである。他のものには移転され得ない」(『政治学』第18章第15節) (*jura majestatis vero ut a corpore consociato inceperunt, sic individue et inseparabiliter illi adhaerent, nec in alium transferri possunt*, in: AP, C. XVIII, § 15); 「というのは、彼ら〔エフォル〕は、人民の命令と同意にしたがって執政官を選ぶ権利を持っているだけでなく、彼らは、執政官を裁き罷免する権力をも握っているからである」(『政治学』第38章第47節) (*Hi enim cum ex jussu et consensu populi jus creandi magistratum habeant, etiam potestatem eundem judicandi et exauctorandi acceperunt*, in: AP, C. XXXVIII, § 47); 「主権の源泉と主権的権利を王国あるいは国家と人民に帰属させたのである」(*[majestatis capita et jura] regno seu Reipublicae et populo attribui*, in: *Praefatio primae editionis* by Friedrich, p. 5; *die höchste Gewalt immer beim Volke liegt*, in: AP by Wolf, S. 109).

「君主でも国民でもなく、独立した人格としての国家そのものである」³²、「国民主権」は、ときに、「市民階級の政治的ヘゲモニーを確立するために主張されたもの」でありながら、「主権の性格が現実の政治上の性格から遊離していちじるしく抽象的なものとして規定され」、「国民の個人あるいは総体が現実の政治上の決定権をもつことはない」³³。そのためか、「人民主権」概念を整理した杉原³⁴にしたがっていえば、憲法・行政法の教科書で、国民主権は国家権力の正当化に帰するのであって、現実の統治機構のあり方を規律するものではないと説かれることがある。こうした見方とアルトジウスとを比べたとき、アルトジウスが、主権者としての人民が個人としての特性を持ち続けることを前提していることにあらためて注目したい。そうすると、彼の「人民主権」概念を「国家主権」「国民主権」という言葉で置き換える日本の先行研究には注意が必要ではないであろうか。

(5) 終わりに

こうして少しアルトジウスをみただけでも彼の政治・法思想は、今日に多くの示唆を与える。それにもかかわらず、訳者はアルトジウス研究自体を目的としていないから、アルトジウスの政治・法思想と近代立憲主義との関連についての研究はまさに将来に取っておかなければならない。ギールケの私たちにもたらした功績は今なお大きい。

³² 『政治学事典』, 480 頁.

³³ 同上, 640-642 頁.

³⁴ 杉原泰雄『憲法 I』, 有斐閣, 1987 年, 179-190 頁.